

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍年金係
☎76-2151 内線 222、223

前納でおトクな割引を

国民年金保険料は、お支払い方法によって割引があるのをご存じですか。

①納付書またはクレジットカードで前納された場合

前納区分	割引額
2年分前納	14,520円
1年分前納	3,500円
6か月分前納	800円

②口座振替で前納された場合

前納区分	割引額
2年分前納	15,760円
1年分前納	4,130円
6か月分前納	1,120円

③毎月（早割）だと50円の割引額に！（納付期限よりも1か月早く口座振替）

※①②の割引額は、令和元年度の額です。令和2年度の割引額は未定です。

※また、6か月分前納は上期（4～9月分）、下期（10～翌年3月分）となります。

口座振替・クレジットカードの前納には、事前の申し込みが必要です。なお「1・2年分前納」と「上期6か月分前納（4～9月分）」の申し込み期限は2月末です。

＝前納の申し込み・問い合わせ先＝
北見年金事務所 国民年金課
☎0157-25-9635

《国税庁からのお知らせ》 所得税及び復興特別所得税の確定申告書は 自分でお早めに作成を

■所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

・令和元年分の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和2年2月17日(月)から同年3月16日(月)までです。

・なお、還付申告書は、令和2年2月14日(金)以前でも提出できます。

■スマートフォンでの申告が更に便利に！

パソコンやスマートフォンで、申告書を作成することができます。作成した申告書は①マイナンバーカードと②ICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。

・なお、iPhoneとマイナンバーカードで「e-Tax」を利用する場合、マイナポータル開設が必須となりますので、事前にマイナポータルを開設しておくことをお勧めします。

・また、事前に税務署で手続していただければ、①マイナンバーカード、②ICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

■納期限と納付方法について

所得税及び復興特別所得税の納期限は、令和2年3月16日(月)です。QRコードを利用したコンビニ納付、電子納税、振替納税、クレジットカード納付、窓口納付のいずれかの方法で、納期限までに納付してください。

※詳しくは国税庁ホームページ「確定申告特集」をご確認ください。
<https://www.ntago.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

陸・海・空自衛隊 令和元年度自衛官等募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生(男女)	18歳以上 33歳未満	年間を通じて行っています。	①令和2年 2月15日(土) 美幌、釧路 16日(日)帯広 ②令和2年 3月2日(月)～ 6日(金)※内1日 帯広

詳細 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所
☎0157-23-6826

募集コールセンター（受付時間 12時～20時）
フリーダイヤル ☎0120-063-792

消防団員募集

津別消防団では、消防団員を募集しています。津別で暮らすあなたからこそ、地域防災の担い手として活動してみませんか？



○消防団とは？
市町村に設置される公の機関で、消防署と連携して活動します。

○活動の内容は？
消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の救助・救出等に当たります。また、平時は各種訓練や予防活動を行っています。

○消防団員の身分は？
消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員です。

○消防団員の処遇は？
消防団活動に対して、支払われる報酬や、在団五年以上の方に支払われる、退職報償金などがあります。また、活動中の怪我等に対する公務災害補償制度もあります。

○入団資格は？

- ・津別町に居住している人
- ・年齢18歳以上の心身ともに健康な人

○まずはお電話を！

津別消防署 ☎76-2189

※知り合いに消防団員がいれば気軽におたずねください。



津別町青年活動プロジェクト『and』活動報告 No.17

年間通じて町内の青年たちが集い、話し合い、交流し、いろんな活動を展開しています
出張サンタを実施！ 子どもたちのステキな笑顔が見られました

今年度は12月24日(火)～25日(水)の二日間で実施し、事前に申込みをしていただいた5件のご家庭にandサンタさんとまる太くんがクリスマスプレゼントをお届けにきました！

遅い時間帯での訪問でしたが、サンタさんを楽しみに待っていた子どもたちのキラキラした笑顔を見ることができ、参加したメンバーも充実した事業になりました！ ご協力いただいた各ご家庭の方ありがとうございました！



Facebookを
チェック



新メンバー募集中！



問い合わせ先
生涯学習課社会教育係
☎76-2713 (中央公民館)

※青年活動プロジェクトandを見学したい、と言ってください！

連載 第4回 (全5回)

一緒に地域公共交通を 考えましよう

為国孝敏(津別町公共交通アドバイザー)

津別町出身の地域公共交通マイスター(関東運輸局)が公共交通についてのコラムをお届けします。

地域公共交通に関する法律が改正されます

地域の足づくりは、平成26年の法改正で、地方公共団体が中心となつて、まちづくりと連携して、地域公共交通の確保・維持等が進められてきました。

一方、この5年間に、人口減少の本格化、高齢者運転問題の顕在化、運転手不足の深刻化など、地域社会を取り巻く社会経済情勢が変化してきました。

現在、国土交通省では、地域公共交通活性化再生法の見直しが進められています。その主な具体策は「地域の足のオーバードール」だそうす。

「地域公共交通の足」では、公共交通事業者による旅客運送サービスに加え、スクールバスや福祉輸送、民間事業者による送迎サービスなど、「地域における輸送資源を総動員」することが求められています。

また、「過疎地での移動手段の確保」では、関係者が協議の下で、「ラストマイル」の移動手段を確保すべく、公的負担によるコミュニティバスやタクシー、スクールバス、福祉輸送等の積極的活用が求められています。

津別町でも、地域公共交通は、まちの活力づくりに向けた基盤です。皆さんと一緒に知恵と工夫を発揮したいですね。